

第6回農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年9月27日 午前9時00分～
- 2 開催場所 五ヶ瀬町役場 災害対策室
- 3 出席委員 16名

会長	1番	甲斐梅男	会長代理	2番	黒木優子
農業委員	3番	小笠秀哉	農業委員	4番	興梠千恵美
農業委員	5番	木村俊一	農業委員	6番	坂本建吾
農業委員	7番	甲斐正道	農業委員	8番	渡邊 恵
農業委員	9番	藤木洋子	農業委員	10番	畦池 港
推進委員	1番	太田博美	推進委員	2番	小貫峰重
推進委員	3番	石井一廣	推進委員	4番	藤田忠義
			推進委員	6番	後藤博文
推進委員	8番	小迫正光			
- 4 欠席委員 1名

推進委員	5番	飯干豊昭	推進委員	7番	渡邊已鶴
------	----	------	------	----	------
- 5 議事内容
 - 議案第13号 農地法第3条許可のについて
 - 議案第14号 農地法第4条許可のについて
 - 議案第15号 非農地証明の承認のについて
 - 議案第16号 非農地判断の承認のについて
 - 議案第17号 五ヶ瀬町農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の策定について

事務局長	ただ今から、第6回の農業委員会を開催します。
議長	(あいさつ後) 本日の議事録署名人に8番と9番の方を指名します。 それでは、議事に移りたいと思います。 議案第13号農地法第3条許可について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第13号農地法第3条許可について説明
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
渡邊委員	この農地については、渡人の〇〇氏が延岡在住であり、今後帰ってくる予定はない事、今回移転される農地も■■氏が現在耕作していることもあり、大石の内地区にある農地すべてにおいて■■氏に所有権を移転するものです。 現時点でも、耕作されているため特に問題ないかと思われます。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。 なければ議決を取りたいと思います。まず、議案第13号農地法第3条の許可について賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	全員挙手により、議案第13号農地法第3条の許可について承認とします。
議長	議案第14号農地法第4条許可について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第14号農地法第4条許可について説明
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
太田委員	この農地は、相続登記を行った際に地目が畑であることが判明したとの事です。実際は、樹齢50年を超える杉が植わっており、農地への再生は出来ないと思われます。 転用後は、山林とする予定です。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。 なければ議決を取りたいと思います。まず、議案第15号農地法第3条の許可4つについて賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	議案第14号農地法第4条許可について承認とします。

議長	議案第１５号非農地証明の承認について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第１５号非農地証明について説明
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。 なければ議決を取りたいと思います。議案第１５号非農地証明について賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	議案第１５号非農地証明の承認について承認とします。
議長	議案第１６号非農地判断の承認について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第１６号非農地判断１～３について説明
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。 なければ議決を取りたいと思います。議案第１６号非農地判断１～３にいて賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	議案第１６号非農地判断の承認について承認とします。
議長	議案第１７号五ヶ瀬町農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の策定について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第１７号については、皆様に貸出しているタブレットの運用についての取り決めがありませんでした。今回この基準を策定し運用を行っていただきます。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。 なければ議決を取りたいと思います。議案第１７号にいて賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	議案第１７号五ヶ瀬町農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の策定について承認とします。
事務局長	以上を持ちまして、第６回五ヶ瀬町農業委員会を終了します。

議事録署名人_____

議事録署名人_____